

# 奨学のための給付金(国公立) 新入生に対する前倒し給付

## 制度の概要

6月頃、対象となる可能性のある世帯にのみ、申請方法をお知らせします。

富山県教育委員会では、保護者等が負担すべき授業料等以外の教育に必要な経費を支援するため、国公立高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯に対し、返済不要の「奨学のための給付金」を給付します。

早期の給付を希望される新入生の保護者等の方に対し、前倒しで給付(4~6月分(年額の四分の一)を先に給付)を行います。

## 対象となる方 次の1~3の資格をすべて満たす世帯(前倒し給付は太枠内)

資格要件	前倒し給付	通常給付
1 保護者等が富山県に居住している世帯	基準日 R6.4.1 令和5年度 所得割額	基準日 R6.7.1 令和6年度 所得割額
2 高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、学び直し支援金又は専攻科支援金の対象と都道府県が認める者がいる世帯		
<u>3 保護者等が基準日に生活保護を受給している世帯</u> <u>又は「該当年度の保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が0円の世帯」</u>		

※富山県内の国公立の高等学校等に在籍し、保護者等が富山県外に住んでいる場合は、保護者等がお住まいの都道府県教育委員会へお問い合わせください。

## 申請について

- ・6月頃に、この奨学のための給付金(前倒し給付)の対象となる可能性のある世帯※に対してのみ、学校から個別に申請のための書類を配付します。  
 ※この給付金の対象となる可能性の有無は、学校において高等学校等就学支援金の申請時に提出いただくマイナンバーで令和5年度の課税情報を取得し、確認します。
- ・申請の際は、4月1日時点の生徒本人と扶養されている兄弟姉妹の健康保険証の写し、保護者等のマイナンバーがわかるもの等が必要となりますので事前に準備をお願いします。(特に、4月1日以降に転職等で健康保険証が変更になる方は写しを保管してください。)
- ・前倒し給付を希望される方で、通常の給付対象となる方については、6月頃にご案内する通常の給付金申請時期に再度申請が必要となります。なお、通常の給付金においても給付対象となる方でお急ぎでない場合は、通常の給付金申請時期に1回だけ申請することも可能です。

## 前倒し給付額 (年額の四分の一の額) (【 】は年額)

	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯	8,075円【32,300円】		
非課税世帯(第1子)	30,525円【122,100円】	12,625円【50,500円】	12,625円【50,500円】
非課税世帯(第2子以降)	35,925円【143,700円】		